

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 平成 27 年度第 1 回東久留米市環境審議会
2. 日 時 平成 27 年 8 月 6 日 (木) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分
3. 場 所 東久留米市役所 4 階 庁議室
4. 出席委員氏名 (敬称略) 杉原弘恭 (会長)、重藤さわ子、大山久仁夫、宮川正孝、山本直、田原悟子、樋川紘一、水戸部啓一、梅村清 (以上 9 名)
5. 欠席委員氏名 (敬称略) 高田眞一、三間優子、鈴木基司 (以上 3 名)
6. 事務局職員名 荒島久人環境政策課長、小平卓係長 (計画調整係)、熊部真係長 (緑と公園係)、白旗曜主任 (生活環境係) 藤井華子主事 (計画調整係)
7. コンサルタント会社 (株式会社 総合環境計画) 宮下英之、花田浩一、植田恵理
8. 傍聴人 なし
9. 次第
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 議題
 - ①平成 26 年度第 4 回環境審議会会議録の確認について (資料 1)
 - ②東久留米市環境基本計画の改定について (資料 2-1~4)
 - ③東久留米市緑地保全計画について (資料 3-1~3)
 - ④その他 (資料 4) (資料 5) (資料 6)
10. 配布資料
 - 平成 26 年度第 4 回環境審議会会議録 (案) 資料 1
 - 環境基本計画 作成イメージ (全体構成と 1・2 章) 資料 2-1
 - 施策の体系の整理資料..... 資料 2-2
 - 推進体制と進行管理の案..... 資料 2-3
 - 環境基本計画策定スケジュール (案) 資料 2-4

(参考資料)

- ・水循環基本計画の概要
- ・提言書（第4期市民環境会議）

第1回緑地保全計画策定会議要録.....	資料 3-1
緑地保全計画策定スケジュール（案）.....	資料 3-2
緑地保全計画検討委員会委員名簿.....	資料 3-2
認定こども園法の一部改正に伴う騒音規制法及び 振動規制法の関係告示の一部改正について.....	資料 4

(参考資料)

・環境確保条例における子どもの声等に関する規制の見直しについて 第19回環境フェスティバル来場者アンケート結果.....	資料 5
市庁舎における温室効果ガス排出量経年変化について.....	資料 6

11. 平成 27 年度第 1 回環境審議会

- ・審議会長のあいさつ
- ・出欠席者の報告 出席 9 名、欠席 3 名、定足数に達しており会議は成立
- ・資料の確認

(1) 平成 27 年度第 1 回環境審議会会議録の確認について（議題①資料 1）

【事務局】資料 1、説明。

- ・平成 26 年度第 4 回環境審議会会議録（案）を要点筆記したもの。
- ・委員の氏名及び P.7 の緑地保全候補地は非公開とする。

【会長】会議録の緑地保全候補地を削除すると、公有化の部分のみ残ってしまうと誤解を招く可能性があるのではないかと。（P.7）

【委員】「優先順位～」の前部分まで削除してはどうか。

【会長】では「候補地～数十億かかるので、」までを削除とする、よろしいか。

（異議なし）

(2) 東久留米市環境基本計画の改定について（議題②資料 2-1~4）

【会長】前回審議会では、環境基本計画の改訂に当り、「基本方針」「基本目標」部分を決定した。検討部会はその後 3 回開催・有志作業部会 3 回の都合 6 回の会合で「基本方針」「基本目標」の下に連なる「施策」「取り組み」や評価指標等の検討を重ねて来ている。部会の皆様の取り組みに謝意を表したい。今回は、一部保留箇所を含め、その「施策」「取り組み」の部分の決定を行いたい。事前にお目通し頂いたが、本日の議論を引き続き部会に反映して頂きたい。

【事務局】資料 2-1~4、説明。

- ・検討部会によって作成された環境基本計画の作成イメージに沿って議論を行う。
- ・検討部会で挙げられた基本方針以下の個別目標、施策、取り組みについて議論を行い決定する。
- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、生物多様性地域戦略、水循環基本計画の策定については環境基本計画に含めるものとしていたが、検討部会での議論によって環境基本計画に含まないものがでてきている。
- ・地球温暖化対策実行計画区域施策編は、本年 12 月の C O P 21 での決定による影響が大きいため、その経過をみる必要がある。
- ・水循環基本計画は、平成 27 年 7 月 10 日に国における水循環基本計画が策定され、第二部で流域水循環協議会の設置及び流域水循環計画策定の施策が盛り込まれているので、市における水循環基本計画は流域水循環基本計画、流域水循環協議会の設置を待っての検討とする。
- ・水循環基本計画、その基になる水循環基本法の制定に伴い、「湧水の保護と回復に関する条例」の改定についての請願や意見もある。これらについては次回の会議で改めて検討をお願いしたい。
- ・生物多様性地域戦略は、検討部会において、生物の調査データがなく、目標設定が難しいと意見が出ている。今後、施策をより効果的に推進する方向を検討中である。

【委員】事務局の説明に捕捉する。第 4 章の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、生物多様性地域戦略、水循環基本計画は、目標管理型の計画なため、政府で具体的な目標が設定されてから検討することとしている。ただし、これらの計画については、環境基本計画の理念を反映させるため、環境基本計画の体系に組み込んである。今後は検討部会で議論をする。

【委員】第 4 章の資料 2-1 について。地球温暖化実行計画では地球温暖化を勧めているように読み取れる。

【委員】正式名称は地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）である。

【事務局】資料 2-1~4、説明。

- ・施策の体系では、取り組みにおける市民、事業者、行政の役割を検討し、市役所内の関係部署に意見照会を行うなどの調整を行っている。
- ・その際に、一部の取り組みについて、保留がある。
- ・表のままでは、具体的な取り組みが分かりにくいものもあるので、説明分を追記する予定である。

【会長】資料 2-2 で、「○」レベルの項目は施策なのか、取り組みなのか。

【委員】「○」レベルは施策で、①レベルは施策の方向である。

【委員】施策、取り組みにおける検討の経緯について説明。

- ・施策と取り組みのレベル感の統一を意識して検討。
- ・中間見直しをベースにして、内容を振り分け、表現の妥当性を検討。
- ・一つ一つの取り組みについて委員全員が納得するまで議論。

- 【委員】市民に分かりやすくするため、多少文章が長くなっている。事業者にあたる委員が作業部会にはいないため、事業者にも配慮した内容になるよう配慮した（自分も昔の経験に基づいて検討した）。
- 【会長】整理の仕方は、緑の基本計画とも整合を図っていると思う。今の説明を踏まえて内容的にはいかがか。
- 【委員】資料 2-2 の凡例で◎と○の送り手と受け手の意味を説明して欲しい。
- 【事務局】取り組みの内容によって変わるものもあるが、啓発的なものに関しては市民も啓発に基づいて取り組みを進め、その啓発の送り手であるのは行政である。
- 【委員】この項目は最終決定ではない。今の説明のような場合や、市民と行政どちらかが主体となる取り組みもある。もう少し分かりやすくするために今後も検討したい。
- 【委員】湧水を守るということであれば、都市計画の用途地域を外した方が良くはないか。
- 【事務局】湧水についての都市計画は施策にないが、湧水を含む緑地を逆に都市計画で守る施策は大きな施策（「緑地保全計画」）としてすでに盛り込んでいる。また、都市計画ではないが東京都の保全地域制度によって守られている場所もある。
- 【委員】今の説明について捕捉する。環境基本計画というのは規制や条例をつくるための土台というよりは、包括的に環境を捉えて推進するための計画という位置づけであるため、用途地域の変更に限定した取り組みを位置づけることは馴染まないと思う。
- 【委員】用途地域の変更をしてしまうと、建物の建て替えができなくなるなど、地権者の理解を得ることが難しいと思う。また、公有化するにも費用がかかる。住んでいる方に迷惑がかかってしまうので、あまりやらない方がいいのではないか。
- 【事務局】必ずしも用途地域を変更するのがいいというのではなく、地域にあった適切な手法で進めていければと思う。環境基本計画では用途地域までは定めないという方向で検討をお願いしたい。
- 【会長】環境基本計画としては、用途地域の変更云々までは言及しないことよろしいか。
- 【委員】環境基本計画の背景を理解した上で、用途地域を変更するべきではないことについて了解した。
- 【委員】資料 2-1、P.4 の「都市計画のマスタープラン」、「緑の基本計画」の順番は以降のページも同じ順番にした方がわかりやすいのではないか。
- 【事務局】意見通りの形に修正する。

- 【会長】できるだけ市民の方にわかりやすいようお願いしたい。委員の意見はどうか。
- 【委員】わかりやすくなっていると思う。
- 【委員】一章、二章についても理解しやすい内容になるよう今後も検討していく。今後 10 年を見据えた上で議論を重ねてきたが、まだ足りないようであればご指摘いただきたい。
- 【委員】資料 2-2 の P.5 で「省エネ家電への買い替えに努める」は P.6 の「ごみの発生を少なくする」と矛盾するのではないか。
- 【委員】その部分については検討部会でも議論したが地球温暖化防止の観点から見れば買い替えが優先されるということになった。
- 【委員】買い替えに努める」ではなく、「導入を進める」に変えてはどうか。
- 【委員】一般の方からは「導入」と言われると難しく感じると思う。取り組みの趣旨に誤解を招くような記載の仕方はなるべくしたくない。
- 【委員】この取り組みにおいて「省エネルギー」の定義はどのようなものか。エネルギーを使用せずに我慢するのか、エネルギーを効率良く使用するという意味か。
- 【委員】我々も省エネの定義は定めていなかったが、一般論として省エネという概念は浸透している前提で議論した。
- 【会長】抑制と削減ということで考えれば、省エネは抑制である。「努める」又は「導入」など一本化した表現にするのが好ましい。委員はどちらがわかりやすいと思うか。
- 【委員】一本化に同意する。
- 【会長】検討部会での経緯を説明してほしい。
- 【委員】家電量販店に行くと省エネラベル貼ってあり、販売員からも省エネ性能の良いものを勧められる。買い替え時に導入でもいいかと思っただが、何 10 年も前の冷蔵庫をいつまでも使用しているよりは、買い替えた方がエネルギー効率も良くなり温暖化防止にはなるのかと思う。家電は毎年買い替えるものではないので各家庭のタイミングで省エネの家電にしてもらえればと思う。
- 【会長】省エネルギー機器は、事業者を対象にしたイメージか。
- 【委員】事業者のイメージであるが、一般家庭でも大型の機器はあるので限定した記載は避けたい。わかりやすく言うと機器は事業者で、家電は一般市民であるが、正しく理解されることを望む。
- 【委員】「買い替え時には省エネのものへ」ではどうか。
- 【委員】もっと積極的な印象を与えたい。やはり温暖化防止というのは、市民・事業者・行政で努力することが重要であると考え。成り行きで何もしなければ、何も変わらない。
- 【委員】このままの表記で良いのではないか。
- 【委員】あまり突き詰めない方がいい。家電買い替え時にわざわざ性能の悪い古い家

電を買う人はいない。

【委員】 捕捉として、例えば、コラムなどで省エネ性能の差を分かりやすく示してみ
てはどうか。

(賛成の声)

【会長】 では文言は変えないということによろしいか。

(異議なし)

【会長】 他に意見があるか。

【委員】 P.7で「空き地・空き家の適正管理」とあるが、これは行政に関わるのか。個人
の持ち物を行政に管理されるのはちょっと違和感がある。

【委員】 法律が変わって空き家問題にも行政が介入できるが、環境基本計画では基本的
に持ち主が適正に管理することを指している。

【委員】 空き家の定義はどのようなものか。

【事務局】 所有者が遠方にいる場合、家が空き家になっていることを知らないことがあ
る。また、相続していることを知らない場合など管理ができていない空き家は所
有者に適正な管理をお願いする。基本的には自己管理となる。

【事務局】 行政の管理が必要な空き家は「特定空き家」といって、家が傾いていて倒壊
する危険があったり、樹木が繁茂していて隣の家まで伸びたりしているなど、近
隣に迷惑がかかっている状態のものである。

【委員】 「近隣からの公害を防ぐ」との前提があるので、通常の空き家は対象にならな
い。取り組みの文言単体を見るのではなく、その上の文章から読んでいただけれ
ばと思う。

【会長】 基本的には上の文章と繋がり読むということでご理解いただけるか。

(異議なし)

【委員】 資料 2-2 の P.6 で「生ごみ減量化処理機器の導入を進める」とあるが、これは
生ごみを堆肥にするという理解でよろしいか。

【事務局】 はい。

【委員】 生ごみを堆肥にしたあとはどうするか検討されているか。例えば近隣の農家
と提携するなど。

【事務局】 これは堆肥の処理先がある個人向けの取り組みである。一方、学校では残渣
が多すぎて処理する先がないとのことで、学校での取り組みは断念した。行政と
記載があるが、学校は含まれていない。また、その文言の上段にある「食物残渣
の発生抑制と再利用について調査研究する」とあるが、ここで堆肥の問題を表現
している。

【委員】 この問題はずっと解決していないので結論が知りたい。

【委員】 ごみを減量すればいいので、堆肥に限らず乾燥させれば良い。

【会長】 実はごみ焼却場でも生ゴミの乾燥に大変なエネルギーを使用している。乾燥

した状態でごみ出しすれば行政の負担が減るのは間違いない。

【委員】資料 2-2 の P.6「家庭ごみの有料化を検討する」とあるが、検討状況はどのようなものか。検討が進んでいるから記載するのか。

【事務局】ごみ減量の具体的な策として載せているが、現時点ではあくまで検討として載せている。

【会長】先ほどの生ごみ処理の話だが、堆肥ではなく、自分で乾燥させるのはだめなのか。

【委員】そこは、責任がもてない。臭いの問題などがある。

【委員】それは「家庭ごみ・事業系ごみの減量化の工夫を行う」にあたる。

【会長】他に意見があるか。

【委員】資料 2-2 の P.7「地下水、土壌の環境基準を守る」について、環境基準は行政の目標である。行政の目標を守るというのはおかしいので、汚染の未然防止など文言を変えた方がいいのではないか。

【事務局】検討事項として、保留とさせていただきたい。

【会長】他には意見があるか。なければ施策・取り組みについて、文言等は引き続き検討部会の方でも議論をお願いするというので、審議会として決定でよろしいか。

(異議なし)

【会長】では決定とする。今後も細かい調整は引き続き行う予定なので、何かあれば、審議会終了後でも事務局に意見をお願いしたい。

【事務局】資料 2-3、説明。

- ・推進体制と進行管理について
- ・環境基本計画「取り組み」の見直しの流れについて
- ・環境審議会の点検・評価の項目については、できるだけ数値化できるよう検討している。次回の審議会で議論したい。

【委員】今の説明に捕捉で、「かんきょう東久留米」が環境審議会の点検評価を経るとなると一年遅れになってしまう。市民環境会議からは、活動を迅速に改善して次年度に生かすべきとの意見も出ている。点検評価の項目を設定するにあたり、市民環境会議の方々が、迅速に活動に生かせるような項目の選定もすべきとして検討を行っている。

【事務局】資料 2-4、環境基本計画策定スケジュールについて説明。

- ・パブリックコメントを 1 2 月に予定している。
- ・素案の決定までにまた 1・2 回程度の審議会における検討をお願いしたい。

(3) 東久留米市緑地保全計画について (議題③資料 3-1~3)

【事務局】資料 3-1~3、説明。

- ・6/4 に第一回の委員会を開催した。

・緑地保全計画検討委員会の結果を環境審議会に持ち帰ってご意見などあれば緑地保全計画検討委員会に反映したい。

・7/28に保全対象候補地区の現地見学を行った。

・第二回の緑地保全計画検討委員会は8/18に開催の予定である。

【委員】今の説明に捕捉する。7/28に8箇所見学に行ったが個人宅が含まれている候補地などがあり、予算に応じた対応が必要と感じた。また生物多様性の観点から、東久留米の在来種がどのようなものか、外来種についても知識が必要である。

(4) その他（議題④資料4～6）

【事務局】資料4、参考資料説明。

・認定こども園法の一部改正に伴う騒音規制法及び振動規制法関連告示の一部改正について、幼保連携型認定こども園を騒音や振動による影響に配慮を要する施設として扱うため、騒音規制法・振動規制法の関連告示改正を平成27年9月下旬から10月上旬に予定している。

【事務局】資料5、参考資料説明。

・第19回環境フェスティバル来場者アンケート結果について、Q2とQ3は今年から設問内容を変えた。

【会長】アンケートの結果を環境の評価にしている。アンケートの設問を前年のものに戻し、継続して変化を追えるようにした方が良いのではないか。

【事務局】アンケートの内容については実行委員会が管理している。意見は実行委員会に伝える。

【委員】市の環境の取り組みを計る指標としてなんらかのアンケートを毎年やらないとわからなくなってしまう。

【会長】東久留米市民の貴重なデータであることは間違いない。継続を希望する。

【事務局】意見として実行委員会に伝えるが、記入者に記載に負担はかけにくい。

【会長】評価基準との関係を考慮していただきたい。

【事務局】資料6、参考資料説明。

・市長部局における温室効果ガス排出量経年変化については減少傾向、教育委員会部局における変化については、平成24年度より各学校へエアコンを導入したため増加傾向にある。

・平成26年度より本庁舎・各地域センター・下谷ポンプ場において特定規模電気事業者に変更したため、温室効果ガス排出量は大幅に削減した。

(5) 閉会

【会長】これで本日予定されていた全ての議題が終了した。平成27年度第1回環境審議会を終了する。ありがとうございました。